（給付様式第2-4号）

扶養理由申立書

続柄　　氏名

私の被扶養者 ＿＿＿＿・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　歳）に係る状況について、次のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、将来において被扶養者の要件を欠くに至った場合は、速やかに取消しの申告をすることを誓約します。

年　　月　　日　　組合員氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿

該当項目に☑、記入してください。

1　認定を受ける者の扶養手当が支給されない理由（複数回答可）

□ 組合員が再任用職員、会計年度任用職員、任意継続組合員等であるため
□ 被扶養者が 22 歳の年度末を経過しているため
□ 被扶養者が配偶者であるため
□ 被扶養者（配偶者除く）が 19 歳以上 23 歳未満で、収入が 130 万円以上であるため
□ 被扶養者が 60 歳以上の父母等で、収入が 130 万円以上であるため
□ その他（　　）

2　認定を受ける者と組合員は

□ 同居している　　□ 別居している（※１）

（※１）別居している場合は、別居の理由と今後の送金額

（理由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（年間の送金額）

① 被扶養者の収入＋② 組合員の送金 ＋③ 組合員以外の送金＝④ 被扶養者の総収入

① ＿＿＿＿＿円＋② ＿＿＿＿＿円＋③ ＿＿＿＿＿円＝④ ＿＿＿＿＿円

※ ②が④の３分の１以上必要です。送金額が不十分な場合は認定できません。

3　認定を受ける者が認定直前に加入していた健康保険は

□ 国民健康保険　　□ 公立学校共済組合神奈川支部
□ 公立学校共済組合神奈川支部の任意継続
□ その他の健康保険　□ 未加入⇒理由（　　）

4　認定を受ける者に他の扶養協議者（別紙参照）は

□ いる（※１）　□ いない（※２）

（※１）扶養協議書（給付様式第２－７号）を添付してください。

（※２）「子」の認定の場合、組合員の配偶者は（ 組合員が扶養・離別・死別 ）している。
「親」の認定の場合、親の配偶者は（ 組合員が扶養・離別・死別 ）している。
組合員に兄弟姉妹が（ いる ・ いない ）
⇒いる場合は、扶養協議書（給付様式第２－７号）を添付してください。

5　認定を受ける理由また今後の収入等の見通しを記入してください（義務教育以下は記入不要）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面あり

＜提出先・問合せ先＞
〒231-8309　横浜市中区日本大通７
公立学校共済組合神奈川支部　給付グループ
電話　(045)210-8179

６　認定を受ける者の収入の種類及び添付書類等について
（当てはまるものすべてに回答し書類を添付してください）

□ 無収入である ➡□ 義務教育以下　□ 求職中　□ その他　（　　）
□ 退職による認定 ➡雇用保険の失業給付受給予定が　□ある（※３）　□ ない（※４）
（※３）受給額の日額が上限を超えた場合は、取消の手続きを行ってください
（※４）雇用保険を受給しない理由
□公務員であったため　□就業期間が短かったため　□その他　（　　）
＜添付書類＞退職日のわかる書類の写し
□ 雇用保険の受給終了による認定
＜添付書類＞雇用保険支給終了日の印字された雇用保険受給資格者証のページの写し
□ 勤労（パート、アルバイト等）による収入がある
➡ □認定日の直近３月連続で限度額を下回っている。
（　　月　　円、　　月　　円、　　月　　円）
＜添付書類＞認定日の直近３か月分の給与明細の写しまたは給与支払い証明書
□ 年金（公的年金、企業年金、個人年金等）を受給している（年額　　円）
＜添付書類＞最新の年金額がわかる書類（決定・変更・改定通知書、振込通知書の写し、企業年金、生命保険険会社発行の年金額がわかる書類の写し※源泉徴収票は不可。）
□ 障害年金、遺族年金を受給している（年額　　円）
＜添付書類＞障害年金・遺族年金・年金生活者支援金の金額のわかる書類の写し（決定・変更・改定通知書、振込通知書等の写し）
□ 傷病手当金、育児休業手当金等を受給　□する予定　□している（日額　　円）
＜添付書類＞日額限度額未満であることがわかる書類の写し
□ 事業、資産、不動産、株、証券、配当金、奨励金、給付金、雑所得等の収入がある、あった
➡（年額約　　円）
＜添付書類＞確定申告書１表２表の写し、収支内訳書、青色申告決算書等の写し、株式等に係る譲渡所得の金額計算明細書など確定申告時に提出した書類の写し、確定申告を行っていない場合は、収入が分かる書類
□ 株、配当金の収入があるが、確定申告不要であり行っていない
➡（年額約　　円）
＜添付書類＞譲渡所得がある場合は年間取引報告書の写し、配当所得がある場合は配当金の金額がわかる書類の写し
□ 労働契約内容による年間収入が基準額未満であるため、労働条件通知書等による認定
□ 給与収入のみである※給与収入以外がある場合は、認定できません
□ 認定後、給与収入以外を得ることになった場合や、労働契約内容に変更があった場合は速やかに収入確認の書類を提出します。
※改めて収入確認を行い認定継続が可能かどうか判定します。
＜添付書類＞今後の収入が限度額未満であることがわかる労働条件通知書等の写し
□ その他の収入がある➡　収入の内容（　　）
＜添付書類＞収入がわかる書類

７　その他申立事項（申立事項があれば記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（給付様式第2-4号）

扶養理由申立書

〔記入例〕

私の被扶養者 続柄：子 ・ 氏名：神奈川　花子 （ ○ 歳）に係る状況について、次のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、将来において被扶養者の要件を欠くに至った場合は、速やかに取消しの申告をすることを誓約します。

○ 年 ○ 月 ○ 日　　組合員氏名（署名）神奈川　太郎

該当項目に☑、記入してください。

1　認定を受ける者の扶養手当が支給されない理由（複数回答可）

- ☐ 組合員が再任用職員、会計年度任用職員、任意継続組合員等であるため
- ☑ 被扶養者が 22 歳の年度末を経過しているため
- ☐ 被扶養者が配偶者であるため
- ☐ 被扶養者（配偶者除く）が 19 歳以上 23 歳未満で、収入が 130 万円以上であるため
- ☐ 被扶養者が 60 歳以上の父母等で、収入が 130 万円以上であるため
- ☐ その他（　　）

2　認定を受ける者と組合員は

☐ 同居している　☑ 別居している（※１）

（※１）別居している場合は、別居の理由と今後の送金額

（理由）遠方の大学に進学したため

（年間の送金額）

① 被扶養者の収入＋② 組合員の送金 ＋③ 組合員以外の送金＝④ 被扶養者の総収入

① 720,000 円＋② 600,000 円＋③ 400,000 円＝④ 1,720,000 円

※ ②が④の３分の１以上必要です。送金額が不十分な場合は認定できません。

3　認定を受ける者が認定直前に加入していた健康保険は

☐ 国民健康保険　☐ 公立学校共済組合神奈川支部　☐公立学校共済組合の任意継続

☑ 他の健康保険　☐ 未加入⇒理由（　　）

4　認定を受ける者に他の扶養協議者（別紙参照）は

☐ いる（※１）　☑ いない（※２）

（※１）扶養協議書（給付様式第２－７号）を添付してください。

（※２）・「子」の認定の場合、組合員の配偶者は（ 組合員が扶養・離別・死別 ）している。

・「親」の認定の場合、親の配偶者は（ 組合員が扶養・離別・死別 ）している。

・「その他」の場合、（ 組合員が扶養している ・ 組合員が扶養していない ）

☐ 扶養協議書（給付様式第２－７号）を添付してください。

未記入の場合は認定できません。
今後の収入等の見通しを記入してください。

5　認定を受ける理由また今後の収入等の見通しを記入してください（義務教育以下は記入不要）

アルバイト収入が限度額に満たないため、大学卒業（○年○月予定まで扶養します。

裏面あり

＜提出先・問合せ先＞
〒231-8309　横浜市中区日本大通７
公立学校共済組合神奈川支部　給付グループ
電話　(045)210-8179

６　認定を受ける者の収入の種類及び添付書類等について
（当てはまるものすべてに回答し書類を添付してください）

□ 無収入である ➡□ 義務教育以下　□ 求職中　□ その他　（　　）
□ 退職による認定 ➡雇用保険の失業給付受給予定が　□ある（※３）　□ ない（※４）
（※３）受給額の日額が上限を超えた場合は、取消の手続きを行ってください
（※４）雇用保険を受給しない理由
□公務員であったため　□就業期間が短かったため　□その他（　　）
＜添付書類＞退職日のわかる書類の写し
□ 雇用保険の受給終了による認定
＜添付書類＞雇用保険支給終了日の印字された雇用保険受給資格者証のページの写し
☑勤労（パート、アルバイト等）による収入がある
➡□ 認定日の直近３月連続で限度額を下回っている。
（　〇月　90,000　円、　〇　月　85,000　円、　〇月　92,000　円）
＜添付書類＞認定日の直近３か月分の給与明細の写しまたは給与支払い証明書
□ 年金（公的年金、企業年金、個人年金等）を受給している（年額　　円）
＜添付書類＞最新の年金額がわかる書類（決定・変更・改定通知書、振込通知書の写し、企業年金、生命保険険会社発行の年金額がわかる書類の写し※源泉徴収票は不可。）
□ 障害年金、遺族年金を受給している（年額　　円）
＜添付書類＞障害年金・遺族年金・年金生活者支援金の金額のわかる書類の写し（決定・変更・改定通知書、振込通知書等の写し）
□ 傷病手当金、育児休業手当金等を受給　□する予定　□している（日額　　円）
＜添付書類＞日額限度額未満であることがわかる書類の写し
□ 事業、資産、不動産、株、証券、配当金、奨励金、給付金、雑所得等の収入がある、あった
➡（年額約　　円）
＜添付書類＞確定申告書１表２表の写し、収支内訳書、青色申告決算書等の写し、株式等に係る譲渡所得の金額計算明細書など確定申告時に提出した書類の写し、確定申告を行っていない場合は、収入が分かる書類
□ 株、配当金の収入があるが、確定申告不要であり行っていない
➡（年額約　　円）
＜添付書類＞譲渡所得がある場合は年間取引報告書の写し、配当所得がある場合は配当金の金額がわかる書類の写し
□ 労働契約内容による年間収入が基準額未満であるため、労働条件通知書等をによる認定
□ 給与収入のみである※給与収入以外がある場合は、認定できません
□ 認定後、給与収入以外を得ることになった場合や、労働契約内容に変更があった場合は速やかに収入確認の書類を提出します。
※改めて収入確認を行い認定継継続が可能かどうか判定します。
＜添付書類＞今後の収入が限度額未満であることがわかる労働条件通知書等の写し
□ その他の収入がある➡　収入の内容（　　）
＜添付書類＞収入がわかる書類

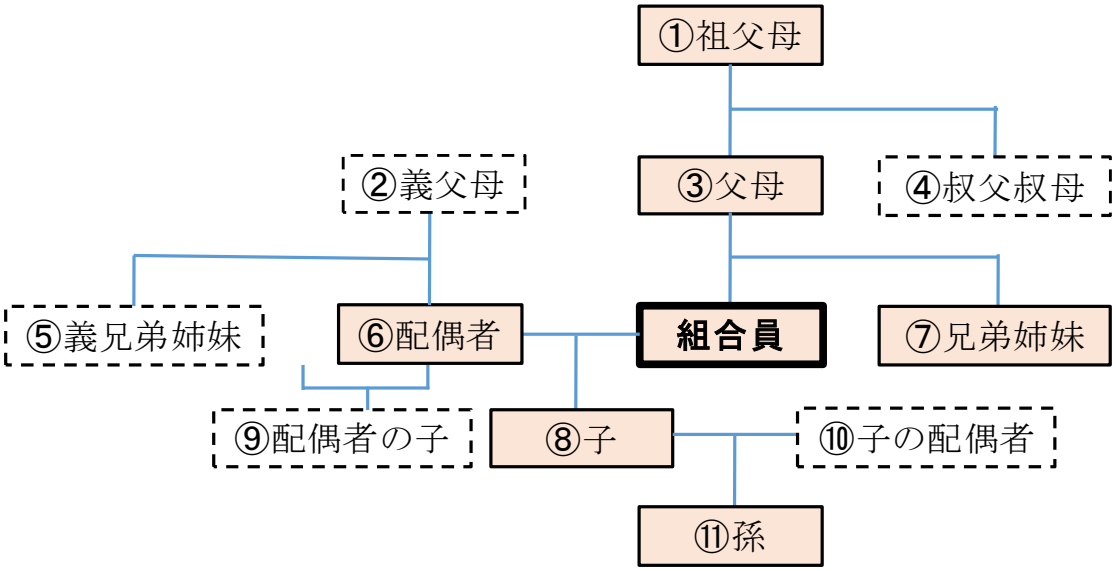
７　その他申立事項（申立事項があれば記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被扶養者の扶養義務者について

別紙



の被扶養者は、**「組合員と同居」**が認定要件です。

被扶養者 ⇒	組合員の他の**「扶養義務者」**
① 祖父母	①の配偶者、③、④、⑦
② 義父母	②の配偶者、⑤、⑥
③ 父母	③の配偶者、⑦
④ 叔父叔母	①、③、④の配偶者、④の子
⑤ 義兄弟姉妹	②、⑤（被扶養者）の配偶者、⑤（被扶養者以外の者）、⑥
⑥ 配偶者	組合員の他の扶養義務者は無し
⑦ 兄弟姉妹	③、⑦（被扶養者）の配偶者、⑦（被扶養者以外の者）
⑧ 子	⑥、⑩
⑨ 配偶者の子	⑥
⑩ 子の配偶者	⑥、⑧
⑪ 孫	⑥、⑧、⑩

被扶養者や扶養状況によって、表に記載のない扶養義務者がいる場合があります。